

名張市立病院在り方検討委員会設置条例

(設置)

第1条 名張市立病院（以下「市立病院」という。）の目指すべき将来像及びその役割について、専門的な見地からの意見を取り入れ、その在り方を検討するため、名張市立病院在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立病院の地域医療における役割及び他の医療機関との機能の分担に関する事項
- (2) 市立病院の経営形態に関する事項
- (3) 市立病院の診療科目及び病床数に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市立病院の運営に関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は2年以内において市長が定める期間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると委員長が認めるときその他委員長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(名張市病院建設推進委員会設置条例の廃止)

2 名張市病院建設推進委員会設置条例(昭和62年条例第27号)は、廃止する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1病院建設推進委員会委員の項中「病院建設推進委員会委員」を「名張市立病院在り方検討委員会委員」に、「7,000円」を「15,000円」に改める。